

第12回 内子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年3月25日（月） 午後2時00分～午後2時41分
2. 開催場所 内子分庁 3階 大会議室
3. 出席委員（28名）
4. 欠席委員（3名）
5. 議案
議事録署名委員の指名
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 非農地証明について
議案第3号 内子町農業振興地域整備計画変更に伴う関係機関の意見について
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地
利用集積計画の決定について
議案第5号 内子町農地賃借料情報の提供について
議案第6号 令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）について
議案第7号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の見直しについて
6. 農業委員会事務局職員（3名）

7. 会議の概要

事務局

それでは、時間もまいりましたので、只今から3月の定例総会を開会いたします。起立、一同礼、着席。

本日の定例総会ですが、農業委員が16名出席、推進委員が12名出席で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、会長にごあいさつをいただき、会議規則により議事進行については、会長にお願いいたします。

会長

皆さん、こんにちは。先週土曜日に、全国に先駆けて高知県で桜が咲いたということで話題になっておりましたが、私の地域でも少し前から咲いております。大体、三分から五分咲きとなっておりますので、他より少し早いのかなと思っております。桜が咲きますと、これから農作業シーズンということになりますので、頑張ってくださいと思います。

また、皆さんには地域計画の目標地図の素案作成についてご協力をいただいておりますが、来年度には意向調査を行うこととしております。今後とも、ご協力をお願いいたします。

それでは、ただいまより第12回内子町農業委員会定例総会を開催いたします。事務局より本日の日程の説明をいたします。

事務局

それでは、本日の日程についてご説明をいたします。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、6件、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、2件、議案第2号 非農地証明について、2件、議案第3号 内子町農業振興地域整備計画変更に伴う関係機関の意見について、2件、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の決定について、5件、議案第5号 内子町農地賃借料情報の提供について、議案第6号 令和6年度最適化活動の目標の設定等(案)について、議案第7号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の見直しについて、

案件は以上でございます。

会長

それでは、只今から議案の審議に入ります。本日の議事録署名人の指名をいたします。署名人に●番●委員、●番●委員を指名いたしますのでよろしくお願ひします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

3月19日、農業委員の●さんと一緒に、申請人代理人の、●事務所に電話で話を聞きました。

譲受人の●さんは、●にお住まいで経営規模拡大のために今回の農地を購入することになったそうです。申請地は、車で2分程度のところであります。

また、●さんは農業歴14年、一緒に耕作される妻の●さんも農業歴45年であります。農機具は、田植え機、コンバイン、トラクター、米乾燥機、2トントラックを保有し、必要があれば購入予定であり、今後も農業を励まれるとのことでした。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第1号の2、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の8ページをご覧ください。議案第1号の2についてご説明いたします。表の左側の番号2番になります。

申請地は、内子町●の農地、田1筆 559㎡です。

譲渡人は、大洲市●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、売買による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の2ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、●さんは、今回購入する田の横の住宅を購入予定です。新規就農であり当面は、親戚から農機具を借受けて農業に励まれ、生産に必要があれば購入予定であります。営農の経験はないが、農作業経験は子ども時から手伝いを行っており、親戚からの助言等もあることから必要な技術はあると考えられます。また、申請地は徒歩で1分にあることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間150日以上農作業に従事することから、農作業常時従

事務局

事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

3月15日、農業委員の●さんと一緒に、申請人代理人の●事務所に電話で話を聞きました。

譲渡人の●さんは、大洲市●にお住まいで、今回申請地と隣接する住宅を●さんに売買することになったそうです。申請地は、徒歩で1分程度のところにあります。

また、●さんは新規就農ではありますが、農作業経験は子ども時から手伝いを行っており、親戚からの助言等を受けて農業に励まれるとのこと。また、当面は親戚から農機具を借受けて農業に励まれ、生産に必要があれば購入予定であるとのこと。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第2号、非農地証明について審議します。議案第2号1について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の9ページをご覧ください。議案第2号1についてご説明いたします。地図の方は、10ページから13ページになります。

9ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、畑4筆 2, 701㎡です。申請人は、内子町●の●さんです。

それでは、別紙調査書の3ページをご覧ください。現地写真は4ページから6ページになります。3ページにお戻りください。

申請理由として、申請地は傾斜がきつく耕作するのに不便なことや、

事務局

鳥獣被害も深刻で耕作管理するのが困難であったため、約30年前に申請人の父親が杉や桧を植林し、そのまま現在に至ったもので、農地への復旧は困難な状態となっております。

また、判断基準である4項目も全て満たしており、事務局としては、非農地として判断して差し支えない案件ではないかと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告を願います。

●番
●委員

3月19日、農業委員の●さんと一緒に、申請代理人である行政書士の●事務所に電話で話を聞きました。

先ほどの事務局の説明にもありましたが、申請地は傾斜がきつく、鳥獣被害も深刻であり、農地の耕作管理が困難であったため、杉・桧を植林し、現在に至ったそうです。

現地を確認しましたが、申請地周辺も林地化が進んでおり、周囲への影響は少ないものと見込まれることから、特に問題は無いものと思われま

す。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

調査の報告がありました。本件を非農地と判断して証明書を交付することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、非農地と判断して証明書を交付することに決定しました。

次に、議案第2号2について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の14ページをご覧ください。議案第2号2についてご説明いたします。地図の方は、15ページから20ページになります。

14ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、畑3筆 3, 146㎡です。申請人は、内子町●の●さんです。

それでは、別紙調査書の7ページをご覧ください。現地写真は8ページから10ページになります。7ページにお戻りください。

申請理由として、申請地は傾斜がきつく耕作するのに不便なことや、

事務局

鳥獣被害も深刻で農地として維持管理していくことが困難であったため、約30年前に申請人の母親が桧を植林し、そのまま現在に至ったもので、農地への復旧は困難な状態となっております。

また、判断基準である4項目も全て満たしており、事務局としては、非農地として判断して差し支えない案件ではないかと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告を願います。

●番
●委員

3月20日、農業委員の●さんと一緒に、申請代理人である行政書士の●事務所に電話で話を聞きました。

先ほどの事務局の説明にもありましたが、申請地は傾斜がきつく、鳥獣被害も深刻で農地として管理していくのが困難であったため、申請人の母が約30年前に桧を植林し、現在に至ったそうです。

現地を確認しましたが、申請地周辺は林地化しているものが多く、また、承諾書も添付されていることから、特に問題は無いものと思われます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

調査の報告がありました。本件を非農地と判断して証明書を交付することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、非農地と判断して証明書を交付することに決定しました。

続きまして、議案第3号、内子町農業振興地域整備計画変更に伴う農業委員会の意見について審議いたします。議案第3号1について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の21ページをご覧ください。議案第3号1についてご説明いたします。地図の方は23、24ページになります。21ページにお戻りください。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、内子町農業振興地域整備計画変更に伴い、内子町長より令和6年3月1日付けで、農業委員会に意見を求められております。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆、505㎡です。除外の目的は、

事務局

宅地（住宅地）です。

それでは、22ページの概要書をご覧ください。まず、「2. 変更の内容」を見ていただきますと、●さんが自己住宅を建築するものであります。

次に、1. 変更事由及び3. 変更要件をご覧ください。申請人は、●に居住していますが、●に家族が所有する農地があり、将来は農業経営を継承する予定のため、祖父が所有している申請地を譲り受けて自己住宅を建築したいとのことです。申請地以外では、当該事業を実施することが困難であることや、農用地利用集積計画の対象にもなっておらず、周辺農地への影響は少ないものと思われることから、町としても計画変更は問題ないと判断しております。

事務局としては、以上の点を踏まえたうえで、本計画の変更はやむを得ないものと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告を願います。

●番
●委員

3月19日、農業委員の●さんと一緒に現地確認を行い、申請代理人である行政書士の●さんに電話で話を聞きました。

先ほどの事務局の説明にもありましたが、申請人の●さんが、おじいさんに当たる●さんの土地を譲り受けて自己住宅を建築するために、農用地区域から除外するものであります。

申請地周辺の農地への影響は少ないものと見込まれるため、特に問題は無いものと思われまます。

ご審議のほどよろしく願います。

会長

調査の報告がありました。本件を農用地区域から除外することについて、ご意見、ご異議はございませんか。

（全員異議なし）

会長

異議なしと認め、農用地区域からの除外について、妥当であると認めることに決定しました。

次に、議案第3号2について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の25ページをご覧ください。議案第3号2についてご説明いたします。地図の方は27、28ページになります。25ペ

事務局

ージにお戻りください。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、内子町農業振興地域整備計画変更に伴い、内子町長より令和6年3月1日付けで、農業委員会に意見を求められております。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆、7, 543㎡です。除外の目的は、植林です。

それでは、26ページの概要書をご覧ください。まず、「2. 変更の内容」を見ていただきますと、●さんが植林を行うものであります。

次に、1. 変更事由及び3. 変更要件をご覧ください。申請地は、●さんが父親から農地を借り受けて栗を栽培しておりますが、周囲に杉の木などがあり日照条件が悪く、収穫量も上がらないことから、桧を植林して管理したいとのことでした。申請地以外では、当該事業を実施することが困難であることや、農用地利用集積計画の対象にもなっておらず、周辺農地への影響は少ないものと思われることから、町としても計画変更は問題ないと判断しております。

また、申請地は平成30年頃に桧を植林していることから、始末書が提出されております。

事務局としては、以上の点を踏まえたうえで、本計画の変更はやむを得ないものと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告を願います。

●番
●委員

3月19日、農業委員の●さんと一緒に現地確認後、申請代理人である行政書士の●さんに電話で話を聞きました。

先ほどの事務局の説明にもありましたが、申請人の●さんが父親の●さんの土地を譲り受けて植林し、山林として管理するために農用地区域から除外するものであります。

申請地の周囲は山林となっており、周辺農地への影響は少ないものと見込まれるため、特に問題は無いものと思われま

す。ご審議のほどよろしく願います。

会長

調査の報告がありました。本件を農用地区域から除外することについて、ご意見、ご異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、農用地区域からの除外について、妥当であると認め

会長

ることに決定しました。

次に、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の決定について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の29ページをご覧ください。内子町長より令和6年3月8日付けで農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定について承認を求められています。公告の予定年月日は令和6年3月29日です。

集積計画の概要ですが、30ページをご覧ください。利用権の新規設定及び再規設定で、田が5筆 7,630㎡、畑が2筆 9,065㎡、合計7筆、16,695㎡です。

議案書の31ページをご覧ください。表の左側の通し番号1番から順に説明いたします。

1番 内子町●の農地、田1筆、915㎡です。

貸付人は、内子町●の●さん、借受人は、内子町●の●さんで、賃借権の新規設定です。

2番 内子町●の農地、畑1筆 1,929㎡です。

貸付人は、内子町●の●さん、借受人は、内子町●の●さんで、賃借権の新規設定です。

3番 内子町●の農地、田1筆、2,528㎡、畑1筆、7,136㎡です。

貸付人は、内子町●の●さん、相続人代表●さん、内子町●の●さん、相続人代表●さん、借受人は、内子町●の●さんで、使用賃借権の新規設定です。

4番 内子町●の農地、田1筆 943㎡です。

貸付人は、大洲市●の●さん、借受人は、内子町●の●さんで、賃借権の再設定です。

5番 内子町●の農地、田2筆 3,244㎡です。

貸付人は、広島県尾道市●の●さん、相続人代表●さん、借受人は、内子町●の●さんで、使用賃借権の再設定です。

事務局

以上、いずれの案件も農作業常時従事日数など基盤強化促進法第18条第3項の規定の要件を満たしていると思込まれます。
ご審議の程よろしくお願ひいたします。

会長

事務局より説明がありました。本件について、ご意見、ご異議はありませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、内子町農用地利用集積計画は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第5号、内子町農地賃借料情報の提供について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の32ページをご覧ください。この案件につきましては、農地法第52条の規定により、内子町内における農地の賃借料を町のホームページに掲載し、情報として提供するものでございます。

提供する内容ですが、令和5年1月から12月までの1年間に基盤強化促進法によって締結(公告)された、旧町ごとの賃貸借における賃借料となります。それでは、資料の説明をいたします。

はじめに、1番、田(水稻)の部ですが、旧内子町は、基盤整備地域のデータ数が3件で、平均額12,200円、旧五十崎町は、基盤整備地域のデータ数が26件で、平均額8,700円、旧小田町については締結事案がございませんでしたので、内子町全域での平均額は、8,800円となっております。

以下、同じように集計した結果、2番、畑(普通畑)の平均額は、9,000円、3番、畑(樹園地)の平均額は、9,600円となっております。

なお、旧町別において平均値を大幅に超えるもの(具体的には、増減が70%以上あるもの)については、平均値が正確でなくなるため、集計から除外しております。

また、この情報は、あくまでも賃借料決定の参考として提供するものでありますので、実際の契約の際には貸し手と借り手の両者で十分に協議したうえで締結していただきますようお願いいたします。

次に、議案書の33ページをご覧ください。こちらには、令和元年から5年間の平均額の推移を載せておりますのでご確認ください。

事務局

この指針は、農地等の利用の最適化が一体的に進んでいくよう、農業委員会が具体的な目標や推進方法等について定めたものでございます。

考え方としては、町の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、検証・見直しを行うこととなっております。

今回の見直しは、令和5年4月1日に施行された農業委員会法の改正を踏まえたもので、先ほど議案第6号でご審議いただいた最適化活動の目標設定に沿った形で適宜修正を行っております。

それでは、項目ごとに要点のみご説明いたします。

(別紙5ページまで説明)

事務局

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。ご意見ご異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を原案のとおり承認することに決定しました。

以上をもちまして本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。よって、本日の議事を閉じたいと思います。